

# 各種助成、手当、制度

## 乳幼児医療費助成制度

乳幼児が医療機関で受診する際、健康保険証と市が発行する乳幼児医療証（㊦医療証）を提示することにより、保険診療の自己負担分を市が助成する制度です。

※入院時の食事療養標準負担額（1食当たり260円）は助成対象外です。

**助成対象（公務員の方も申請が必要です。所得制限なし）**

市内に住所を有し、健康保険に加入する義務教育就学前（6歳に達した以後の最初の3月31日まで）の乳幼児を養育する方

ただし、①健康保険の加入状況が確認できない ②生活保護を受けている ③里親に委託されている ④児童福祉施設（母子支援生活施設は除く）等に措置入所している乳幼児は対象外です。

問い合わせ先 子育て支援課 ☎563-2111 内線 1761・1762・1763

## 義務教育就学児医療費助成制度

児童が医療機関で受診する際、健康保険証と市が発行する義務教育就学児医療証（㊦医療証）を提示することにより、保険診療の自己負担分の1/3を市が助成する制度です。

※入院時の食事療養標準負担額（1食当たり260円）は助成対象外です。

**助成対象（公務員の方も申請が必要です。）**

市内に住所を有し、健康保険に加入する義務教育就学期（6歳に達した以後の最初の4月1日から15歳に達した月以後最初の3月31日まで）の児童を養育する方

ただし、①健康保険の加入状況が確認できない ②生活保護を受けている ③里親に委託されている ④児童福祉施設（母子支援生活施設は除く）等に措置入所している児童は対象外です。

※児童手当と同額の所得制限があります。

問い合わせ先 子育て支援課 ☎563-2111 内線 1761・1762・1763

## 児童手当

### 支給対象（公務員の方は勤務先に申請してください。）

小学校修了前（12歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育し、市内に住所を有する方

ただし、前年（1月から5月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には対象となりません。（主たる生計維持者1人の所得で判定します。）

#### 【所得制限限度額の例】

給与所得控除後の所得金額－社会保険相当額等の控除＝対象所得で、厚生年金等の加入者・2人扶養の場合、608万円以下

### 手当額

第1子・第2子 月額 5,000円

第3子以降 月額10,000円

※原則として、毎年2月、6月、10月（各月10日ごろ）に、それぞれの前月分までが支払われます。

問い合わせ先 子育て支援課 ☎563-2111 内線 1761・1762・1763

## 就園・就学に対する助成

### ○就園奨励費補助金

私立幼稚園（類似施設を除く）に幼児を通園させている保護者で別表A-1に該当する方に、補助金を支給します。

ただし、小学校1～3年生の兄又は姉を有する幼児が1人の世帯については別表A-2のとおり、小学校1～3年生の兄又は姉を有する幼児が2人以上の世帯については別表A-1又は別表A-2のうちいずれか補助限度額の総額が高い表の定めるとおりに、補助金を支給します。

〈別表A-1〉

対象（3・4・5歳児）	補助限度額（年額）		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯・市民税非課税世帯	146,200円	190,000円	260,000円
市民税所得割非課税世帯	110,800円	165,000円	253,000円
市民税所得割 34,500円以下の世帯	84,200円	146,000円	248,000円
市民税所得割 183,000円以下の世帯	59,200円	129,000円	243,000円

※第1子、第2子、第3子以降とは、同一世帯から2人以上就園している場合の順位です。

〈別表A-2〉

対象（3・4・5歳児）	補助限度額（年額）	
	第2子	第3子以降
生活保護世帯・市民税非課税世帯	162,000円	176,000円
市民税所得割非課税世帯	129,000円	147,000円
市民税所得割 34,500円以下の世帯	106,000円	126,000円
市民税所得割 183,000円以下の世帯	83,000円	106,000円

※第1子は小学校1～3年生の兄又は姉です。第2子は、小学校1～3年生の兄又は姉を有しており、就園している場合の最年長者です。第3子以降は、小学校1～3年生の兄又は姉を有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者です。

6月下旬に、園を通じて市に申請します。補助金は例年12月下旬に交付する予定です。

※補助制度は平成20年度のものです。

問い合わせ先 保育課保育・幼稚園係 ☎563-2111 内線 1752  
Fax 563-5928

メールアドレス hoiku@city.higasiyamato.lg.jp

### ○保護者負担軽減事業費補助金

私立幼稚園等に幼児を通園させている保護者で次に該当する方に、補助金を支給します。

対象（3・4・5歳児）	補助金月額	
	第1子	第2子以降
生活保護世帯・市民税所得割非課税世帯	8,300円	8,300円
市民税所得割 34,500円以下の世帯	6,600円	8,300円
市民税所得割 183,000円以下の世帯	5,600円	7,700円
市民税所得割 216,700円以下の世帯	4,500円	7,100円
市民税所得割 216,701円以上の世帯	2,100円	2,100円

※第1子・第2子以降とは、同一世帯から2人以上就園している場合の順位です。

6月下旬に、園または教育委員会に申請します。前期（4月～9月）と後期（10月～3月）の2回に分け、補助金を交付します。

※補助制度は平成20年度のものです

問い合わせ先 教育委員会学校教育課 ☎563-2111 内線 1752  
Fax 563-5928

メールアドレス hoiku@city.higashiyamato.lg.jp

## ○就学援助制度

公立小・中学校に通う児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学させることにお困りな方に、給食費、学用品費、修学旅行費、校外活動費等の一部を援助する制度です。(所得制限あり)

問い合わせ先 教育委員会学校教育課 ☎ 563-2111 内線 1522  
メールアドレス gakyou@city.higashiyamato.lg.jp

## ○私立高等学校等授業料軽減助成

私立高等学校等に通学している生徒の保護者に授業料の一部を補助する制度です。所得制限等補助要件があります。補助額 83,000 円～164,000 円まで(年額)。

対象となる私立高等学校等への通学者には6月上旬に学校より案内が配布されます。

※補助額は平成18年度のものです。

問い合わせ先 (財)東京都私学財団 授業料軽減担当  
☎03-5206-7925  
ホームページアドレス <http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

## 生活保護制度

生活保護制度とは、憲法第25条の理念に基づき国が国民の最低限度の生活を保障する制度です。この制度は、最低限度の生活を維持することが困難な場合、決められた基準にしたがって生活に必要なお金や医療費の不足分を支給し、自立して生活していけるように援助するものです。

ただし、持っている能力や資産を活用することが要件となっています。

### ◎保護給付

- ・生活保護は、世帯の一人ひとりについて判断するのではなく、世帯全体を単位として判断します。
- ・保護基準は、年齢別、世帯構成別に分けて、国で定められています。

問い合わせ先 生活福祉課 ☎563-2111 内線 1113～1119  
Fax 563-5928